

平成 31 年度

裁判官の配置、裁判事務の分担、  
開廷日割及び代理順序

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

那霸家庭裁判所

## 目 次

### 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序

#### 第1章 本 庁

裁判官の配置及び事件の分配（第1条）	1
合議事件の取扱い（第2条）	2
差戻事件の分配（第3条）	2
付随事件の分配（第4条）	2
別表第2事件の分配の特則（第5条）	2
準少年保護事件の分配（第6条）	2
令状請求事件及び観護措置手続に関する事務等の取扱い（第7条）	3
観護措置決定等に対する異議事件の取扱い（第8条）	4
立件命令等の取扱い（第9条）	4
関連事件の分配替え（第10条）	4
前件担当裁判官等への分配替え（第11条）	5
回避等による事件の分配替え（第12条）	5
分配の調整（第13条）	5
事件の分配についての協議（第14条）	5
事件の分配の起点（第15条）	5
開廷日割（第16条）	6
裁判事務の代理（第17条）	6

## 第2章 沖縄支部

裁判官の配置及び事件の分配（第18条）	6
合議事件（観護措置決定等に対する異議事件を含む。）の取扱い（第19条）	7

### 令状請求事件及び観護措置手続に関する事務等の取扱い（第19条の2）

事件の分配の特則等（第20条）	7
立件命令等の取扱い（第20条の2）	7
開廷日割（第21条）	7
裁判事務の代理（第22条）	7

## 第3章 名護支部、平良支部及び石垣支部

裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割（第23条）	8
合議事件の取扱い（第24条）	8
裁判事務の代理（第25条）	8

## 第4章 司法行政事務の代理等

司法行政事務の代理（第26条）	9
所長の緊急処理（第27条）	9

## 第5章 事件の回付

(参考)

少年保護事件の裁定合議等に関する運用基準（22.9.17常置委員会申合せ）

17

平成31年度那覇家庭裁判所裁判官の配置、裁判事務の分配、  
開廷日割及び代理順序について

第1章 本 庁

(裁判官の配置及び事件の分配)

第1条 裁判官の配置は、次のとおりとし、事件は、この規定において別段の定めのある場合を除き、別表1の事件の区分ごとに、受理の順序に従い、同表に定める割合により各裁判官に分配する（以下別表1記載の裁判官を「本庁の裁判官」という。）。

判 事 (所長)	遠 藤 真 澄
判 事	山 口 和 宏
判 事	平 山 馨
判 事	大 橋 弘 治
判 事	佐々木 公
判 事	小 西 圭 一
判 事	谷 地 伸 之
判 事	脇 田 未菜子
判 事	児 島 章 朋
判 事	益 留 龍 也
判 事 補 (特)	仲 田 憲 史
判 事 補 (特)	君 島 直 之
判 事 補 (特)	天 田 愛 美
判 事 補 (特)	山 村 涼
判 事 補	森 田 千 尋
判 事 補	中 澤 崇 晶

判事補

松野 豊

(合議事件の取扱い)

**第2条** 法律において合議体で取り扱うべきものと定められた事件及び裁定合議事件（以下「合議事件」という。）は、本庁の裁判官の中から所長が指名する裁判官で構成する合議体で取り扱う。

2. 合議体の裁判長は、合議体を構成する裁判官のうち上席の裁判官とする。

(差戻事件の分配)

**第3条** 差戻事件は、受理の順序に従い、原裁判をした裁判官以外の裁判官に分配する。

2. 差戻事件の分配を受けた裁判官に対しては、当該差戻事件と同一の件数だけ別表1の区分の事件の分配を減ずる。

(付隨事件の分配)

**第4条** 本案事件に付隨する事件は、本案事件の終局の前後を問わず、当該本案事件の分配を受けた裁判官に分配する。

(別表第2事件の分配の特則)

**第5条** 別表第2調停事件について調停が不成立となり立件した審判事件は、当該調停事件の係属した裁判官（別表第2審判事件を担当しない裁判官を含む。）に、別表第2審判事件を調停に付して立件した調停事件は、当該審判事件の係属した裁判官に、それぞれ分配する。

(準少年保護事件の分配)

**第6条** 収容継続申請事件及び戻収容申請事件は、当該本人について少年院送致決定をした裁判官に分配する。

2. 少年法第27条の2の規定による保護処分取消事件は、当該保護処分決定をした裁判官に分配する。

3. 収容継続申請事件、戻収容申請事件又は少年法第27条の2の規定による保護処分取消事件の分配を受けた裁判官に対しては、分配を受けた件数と同

一の件数だけ一般保護事件（身柄）の分配を減ずる。

**(令状請求事件及び観護措置手続に関する事務等の取扱い)**

**第7条** 令状関係事件は、次のように分配する。

**(1) 平日の時間内における令状関係事件の分配**

平日の時間内における観護状の請求事件、刑事訴訟規則第299条第2項の規定による取調、処分、令状の請求事件、連戻状及び引致状の請求事件、児童虐待の防止等に関する法律に定める臨検捜索許可状（以下「令状事件」という。）並びに身柄付きで送致された事件（逮捕又は勾留中の少年の送致事件、観護状の執行を受けた少年の送致事件、任意同行によるぐ犯送致及び強制的措置許可申請事件、抗告審及び再抗告審からの差戻し、移送により、執行機関から少年の送致を受けた事件、刑事裁判所からの移送により検察官の同行指揮で少年の同行を受けた事件（以下「身柄送致事件」という。））の少年法第17条第1項の観護措置（以下「観護措置」という。）に関する事務は、所長の定める日割に従い、所長を除く裁判官に分配する。

**(2) 平日の時間外及び休日における令状関係事件の分配**

平日の時間外及び休日における令状事件及び身柄送致事件の観護措置に関する事務は、那覇地方裁判所長の定める日割に従い、所長及び沖縄市内に住居地を有する裁判官を除く裁判官に分配する。ただし、那覇簡易裁判所の裁判官が時間外及び休日の令状事務を担当する日には、児童虐待の防止等に関する法律に定める臨検捜索許可状を除き、那覇家庭裁判所長の定める日割りに従い、所長を除く裁判官に第15条に準じて分配する。

**(3) 同行状（緊急同行状を含む。以下同じ。）の執行された事件（以下「同行状執行事件」という。）の少年の観護措置に関する事務の分配**

① 平日の時間内の同行状執行事件の少年の観護措置に関する事務は、同行状の発付された事件の分配を受けた裁判官に分配する。

② 平日の時間外及び休日の同行状執行事件の少年の観護措置に関する事務の分配は、前項(2)の例による。

(観護措置決定等に対する異議事件の取扱い)

**第8条** 観護措置決定等に対する異議事件は、次に定める合議体で取り扱う。

(1) 原裁判が本庁の裁判官の単独体でなされたときは、本庁の裁判官の中から所長が指名する裁判官又は次の要領により定める裁判官で構成する合議体

① 合議体の構成員として判事又は特例判事補が必要とされるときは、那霸地方裁判所刑事部（以下「刑事部」という。）所属の部総括者以外の判事又は特例判事補

② ①以外の場合は、刑事部所属の未特例判事補

③ ①、②の裁判官に差し支えがあるときは、那霸地方裁判所民事部所属の部総括者以外の裁判官の中から所長が指名する裁判官

(2) 原裁判が本庁の裁判官以外の単独体でなされたときは、本庁の裁判官の中から所長が指名する裁判官で構成する合議体

(3) 原裁判が合議体でなされたときは、刑事部所属の裁判官で構成する合議体

(4) 合議体の裁判長は、合議体を構成する裁判官のうち上席の裁判官とする。

(立件命令等の取扱い)

**第9条** 家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者からの通告又は家庭裁判所調査官の報告による少年保護事件の立件、緊急同行状の発付及び観護措置に関する事務の分配は、当該通告又は報告のあった日を基準として第7条(1), (2)の例による。

(関連事件の分配替え)

**第10条** 事件が他の裁判官の事件と関連しているときは、第1条、第3条、第5条及び第6条の定めにかかわらず、当該裁判官との間の協議により1人の

裁判官が併せて担当することができる。この場合においては、特段の事情のない限り、受理の新しい事件を分配替えするものとする。

(前件担当裁判官等への分配替え)

**第11条** 新たに受理した少年保護事件（以下「新件」という。）の少年につき、すでに終局した少年保護事件又は準少年保護事件（以下「前件」という。）があるときは、新件の分配を受けた裁判官と前件の終局処理をした裁判官（以下「前件担当裁判官」という。）との間の協議により前件担当裁判官に新件を分配替えすることができる。

2 一般保護事件（身柄）の新件の分配を受けない裁判官に分配された一般保護事件（在宅）につき、少年法第17条第1項第2号の観護措置がとられたときは、当該事件は、一般保護事件（身柄）の新件に準じて分配替えする。

(回避等による事件の分配替え)

**第12条** 事件につき、裁判官が回避し、又は裁判官に対する除斥若しくは忌避の申立てが理由があるとされたときは、当該事件は新件に準じて分配替えする。

(分配の調整)

**第13条** 前3条の規定により事件の分配替えがなされたときは、その後に受理される別表1の同一の区分の事件をもって、各裁判官に対する事件の分配を調整する。

(事件の分配についての協議)

**第14条** 事件の分配につき、前条までの定めによることができないときは、所長が関係の裁判官と協議して分配の方法を定めることができる。

(事件の分配の起点)

**第15条** 年度の当初における事件の分配は、前年度において最後に分配を受けた裁判官の次の裁判官から行う。

(開廷日割)

第16条 各裁判官の開廷日割並びに使用する審判廷及び調停室は、別表2のとおりとする。ただし、各裁判官において必要と認めるときは、隨時に開廷することができる。

(裁判事務の代理)

第17条 裁判官に差し支えがあるときは、次項の場合を除き、別表3に定める順序により他の裁判官がこれを代理する。ただし、代理する裁判官に差し支えがある場合又は処理することが相当でない場合には、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

2 国選付添人の選任に関する事務のうち、休日における処理が必要なものについて裁判官に差し支えがあるときは、第1条に掲げる裁判官が、第7条第2号の規定に準じて、これを代理する。

## 第2章 沖縄支部

(裁判官の配置及び事件の分配)

第18条 裁判官の配置は次のとおりとし、事件の分配は、この規定において別段の定めのある場合を除き、沖縄支部において別に定めるところによる。

判 事 (支部長)	頬 晋一
判 事	吉 村 弘樹
判 事 補 (特)	安 重 育巧美
判 事 補 (特)	高 木 俊 明
判 事 補 (特)	金 納 達 昭
判 事 補 (特)	大 橋 勇 也

(合議事件（観護措置決定等に対する異議事件を含む。）の取扱い)

第19条 合議事件は、前条に掲げる裁判官の中から支部長が指名する裁判官で構

成する合議体で取り扱う。ただし、前条に掲げる裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官に代え、本庁の裁判官の中から所長の指名する裁判官を加えた合議体で取り扱う。

(令状請求事件及び観護措置手続に関する事務等の取扱い)

**第19条の2** 令状関係事件は、沖縄支部において別に定めるところによる。

(事件の分配の特則等)

**第20条** 第3条から第6条、第10条から第15条までの規定は、沖縄支部の事件においてこれを準用する。この場合において、第3条第2項に「別表1の区分の事件」とあるのを「沖縄支部において別に定める区分の事件」と、第13条中「別表1の同一の区分の事件」とあるのを「沖縄支部において別に定める区分の事件と同一の区分の事件」と、第14条中「所長」とあるのを「支部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(立件命令等の取扱い)

**第20条の2** 沖縄支部における第9条に定める事務の分配は、沖縄支部において別に定めるところによる。

(開廷日割)

**第21条** 各裁判官の開廷日割は、沖縄支部において別に定めるところによる。

(裁判事務の代理)

**第22条** 裁判官に差し支えがあるときは、第3項の場合を除き、支部長の指名する裁判官がこれを代理する。

2 前項の定めによることができないときは、所長の指名する本庁若しくは支部の裁判官がこれを代理する。

3 国選付添人の選任に関する事務のうち、休日における処理が必要なものについて裁判官に差し支えがあるときは、第18条に掲げる裁判官が、第19条の2により沖縄支部において定められた令状関係事件の分配の規定に準じて、これを代理する。

### **第3章 名護支部、平良支部及び石垣支部**

(裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割)

**第23条** 裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割は、別表4のとおりとする。

(合議事件の取扱い)

**第24条** 平良支部及び石垣支部の合議事件は、当該支部の裁判官と本庁の裁判官の中から所長が指名する裁判官で構成する合議体で取り扱う。

2 観護措置決定等に対する異議事件については、原裁判が支部の裁判官単独体でなされたときは、本庁の裁判官の中から所長が指名する裁判官で構成する合議体で取り扱い、原裁判が合議体でなされたときは、刑事部所属の裁判官によって構成する合議体で取り扱う。本項の合議体の裁判長は、合議体を構成する裁判官のうち上席の裁判官とする。

(裁判事務の代理)

**第25条** 裁判官に差し支えがあるときは、次項の場合を除き、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

2 国選付添人の選任に関する事務のうち、休日における処理が必要なものについては、以下のとおりとする。ただし、名護支部、平良支部若しくは石垣支部の裁判官又は前項による所長の指名を受けて代理した裁判官において、上記事務を直接処理するのが相当と認めた場合は、この限りでない。

(1) 名護支部の国選付添人に関する事務のうち、休日における処理が必要なものについては、沖縄支部の裁判官が、第19条の2の規定に準じて、これを代理する。

(2) 石垣支部及び平良支部の国選付添人に関する事務のうち、休日における処理が必要なものについては、第1条に掲げる裁判官が、第7条第2

号の規定に準じて、これを代理する。

## 第4章 司法行政事務の代理等

### (司法行政事務の代理)

**第26条** 司法行政事務について、所長又は各支部長に差し支えがあるときは、別表5に定める順序に従ってこれを代理する。

### (所長の緊急処理)

**第27条** 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び代理順序に関し、前条までの定めによることができない緊急を要するときは、所長が別に定めることができる。この場合、所長はその後最初に開かれる常置委員会に報告しなければならない。

## 第5章 事件の回付

### (事件の回付)

**第28条** 本庁又は各支部は、必要と認めるときは、常置委員会の承認を得て、事件を本庁又は他の支部に回付することができる。ただし、次の場合においては、その回付について常置委員会の承認を要しない。

- (1) 本庁の裁判体が、その担当事件を、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第2条に定める支部の管轄に属することを理由として、当該支部に回付する場合
- (2) 支部の裁判体が、その担当事件を、本庁又は同規則第2条に定める他の支部の管轄に属することを理由として、本庁又は当該支部に回付する場合
- (3) 本庁又は支部の裁判体が、その担当事件を、これと関連する本庁又は

他の支部に係属する事件と併せて処理することを相当と認め、かつ、その関連事件担当の裁判体も同様に併せて処理することを相当と認めたことを理由として、当該裁判体が属する本庁又は支部に回付する場合

(4) 本庁又は支部の裁判体が、その担当事件を、前各号以外の理由により、特に必要があって本庁又は他の支部に回付することを相当と認め、かつ、本庁又は当該支部も同様に回付することを相当と認めたことを理由として、本庁又は当該支部に回付する場合

附 則 この定めは平成31年1月1日から実施する。

附 則 この定めは平成31年1月16日から実施する。

附 則 この定めは平成31年4月1日から実施する。

別表 1

裁 判 官		判事(所長)	判 事	判事補(特)	判事補(特)
事 件		遠 藤 真 澄	谷 地 伸 之	仲 田 憲 史	天 田 愛 美
別表第1審判 家	人事訴訟 訴訟 通常訴訟		3分の1	3分の1	3分の1
	民 事 再 審		全 事 件		
	保 全 命 令		3分の1	3分の1	3分の1
	相続放棄		3分の1	3分の1	3分の1
	限定承認				
	期間延長				
	遺言書検認				
	氏の変更				
	名の変更				
	保護者選任、 子の氏の変更		3分の1	3分の1	3分の1
別表第2審判 事	後見関係事件 (注4のとおり)	4分の1	4分の1	4分の1	4分の1
	財産管理関係事件 (注4のとおり)	4分の1	4分の1	4分の1	4分の1
	そ の 他 注5のとおり		3分の1	3分の1	3分の1
	別表第2審判 (第5条に定める場 合を除く)		3分の1	3分の1	3分の1
	調 停	遺産分割	3分の1	3分の1	3分の1
		そ の 他	7分の1	7分の2	7分の2
	共 助		3分の1	3分の1	3分の1
	強制執行に関する 訴訟		3分の1	3分の1	3分の1
	履 行 確 保		3分の1	3分の1	3分の1
	そ の 他 雜		3分の1	3分の1	3分の1
少 年	一般保護(在宅)	10分の1	10分の1	10分の4	10分の4
	一般保護(身柄)			5分の2	5分の3
	強制的措置許可 申請事件(身柄)				全 事 件
	交 通 保 護				
	共 助				
	そ の 他 雜				全 事 件

## (注)

- 1 「一般保護」事件とは、少年保護事件から強制的措置許可申請事件（身柄）及び交通保護事件を除いたものをいう。
- 2 「交通保護」事件とは、次に掲げる少年保護事件をいう。
  - (1) 道路交通法違反
  - (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反
  - (3) 道路運送車両法違反
  - (4) 自動車損害賠償保障法違反
  - (5) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
  - (6) 車両の運転による刑法第209条から第211条までの事件
- 3 「犯罪収益に係る保全手続等に関する規則」第6条の没収保全に関する処分は、天田裁判官に分配する。
- 4 別表第1 事件のうち「後見関係事件」及び「財産管理関係事件」については次のとおり区分する。

後見関係事件	成年後見等開始・選任、任意後見監督人選任
	後見人等解任・後見人等辞任
	未成年後見人選任
	成年後見人等監督処分
財産管理関係事件	不在者財産管理人選任
	相続財産管理人選任
	特別縁故者に対する財産分与

- 5 別表第1 事件のうち「その他」の事件については、次のとおり区分する。

その他	特別養子縁組、特別養子縁組離縁
	養子縁組、死後離縁
	児童福祉法28条審判
	戸籍訂正、就籍
	失踪宣告
	親権喪失宣告
	遺留分の算定に係る合意についての許可
	その他

別表2

官氏 職名  開廷日割 (使用法 廷等)	家事調停 開廷日割  (調停室1ないし5・ 7号面接室・法廷2 01・202)	人事訴訟 開廷日割  (法廷201・202 ・301)	家事審判 開廷日割  (法廷201・202・ 調停室1ないし5)	少年審判 開廷日割  (少年審判廷)
判事(所長) 遠藤真澄	水・金(午前)		随時	随時
判事 谷地伸之	月・木(午前)	火	随時	随時
判事補(特) 仲田憲史	水(午後)・金	木	随時	随時
判事補(特) 天田愛美	火・木(午後)	水	随時	随時

(注) 法廷201・202は家事審判廷兼用

別表 3

差し支えが ある裁判官	代理する裁判官		
	第1順位	第2順位	第3順位
遠藤真澄	谷地伸之	仲田憲史	天田愛美
谷地伸之	仲田憲史	遠藤真澄	天田愛美
仲田憲史	谷地伸之	遠藤真澄	天田愛美
天田愛美	仲田憲史	谷地伸之	遠藤真澄

別表 4

名護支部

官 職	氏 名	裁判事務の分配 開廷日割	審判廷等
判 事 (支部長)	塩田良介	家事事件及び少年事件 随 時	審判廷 法廷 調停室

平良支部

官 職	氏 名	裁判事務の分配 開廷日割	審判廷等
判事補(特) (支部長)	松原経正	家事事件及び少年事件 随 時	審判廷 法廷 調停室

石垣支部

官 職	氏 名	裁判事務の分配 開廷日割	審判廷等
判事補(特) (支部長)	百瀬玲	家事事件及び少年事件 随 時	審判廷 法廷 調停室

別表 5

差し支えについての区分	代理順序		
	第1順位	第2順位	第3順位
所長に差し支えがある場合	谷地伸之	仲田憲史	
沖縄支部長に差し支えがある場合	高木俊明	吉村弘樹	安重育巧美
名護支部長、平良支部長又は石垣支部長に差し支えがある場合	所長がその都度指名する		